

預金規定

(総合口座取引・総合口座定期預金規定)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金及び変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱ます。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものにかぎります。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは、当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店の申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店の申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金を払戻しまたは定期預金の解約、書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは、当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「限度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項により貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計金額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときには、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率0.50%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に0.50%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に0.50%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に0.50%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- (2) 貸越利率については、金融情勢の変動により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定める日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.60%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

10. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合には貸越元利金等があるときは、当金庫から請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払の停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明かでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする担当の事由が生じたとき

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第4項第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第4項第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

1 3. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 4. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出ください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときには、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとしめます。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしめます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしめます。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしめます。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① 前項に基づく解約をした場合に、第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 - ② 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

1 5. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

1 6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに、補助、保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 7. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利息は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することのより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座の範囲

最後に預入れまたは払出し等による口座の異動(当該普通預金利息の元本組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上一度も預入れまたは払出しが無い口座を未利用口座として取扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

- ① 本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。
- ② 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。未利用口座となってから3ヶ月間ご利用(お預入れ、払出し)がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、「管理手数料」とすいう。)をいただきます。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料を引落しできるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。

③未利用口座の残高が管理手数料以下のときは、当該口座残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

④解約された預金口座の再利用はできません。

(3) その他の手数料

①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、当該手数料は当金庫の所定の方法により引落します。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができになかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

20. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

定期預金等共通規定

1. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保障人を求めることがあります。

3. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡、または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときには、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときには、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を定期預金等共通規定第1条第1項により満期日前に解約する場合および総合口座取引規定第14条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率
- ② 6 か 月 以 上 1 年 未 満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(6) この預金の付払単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1. （自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2.（2）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金へ組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A. 中間払利息を現金で受け取る場合には、中間利払日以後に当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- C. 中間払利息を定期預金とする場合には中間払利息にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
- 満期払利息および中間利息定期預金の利息は満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由型金利2年定期預金（M型）に継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、各中間払利息日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- 満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合にこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を定期預金等共通規定第1条第1項により満期日前に解約する場合および総合口座取引規定第14条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下4位は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率
- B. 6 か 月 以 上 1 年 未 満 約定利率×50%
- C. 1 年 以 上 3 年 未 満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率
- B. 6 か 月 以 上 1 年 未 満 約定利率×40%
- C. 1 年 以 上 1 年 6 か 月 未 満 約定利率×50%
- D. 1 年 6 か 月 以 上 2 年 未 満 約定利率×60%
- E. 2 年 以 上 2 年 6 か 月 未 満 約定利率×70%
- F. 2 年 6 か 月 以 上 4 年 未 満 約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率
- B. 6 か 月 以 上 1 年 未 満 約定利率×40%
- C. 1 年 以 上 1 年 6 か 月 未 満 約定利率×50%
- D. 1 年 6 か 月 以 上 2 年 未 満 約定利率×60%
- E. 2 年 以 上 2 年 6 か 月 未 満 約定利率×70%
- F. 2 年 6 か 月 以 上 3 年 未 満 約定利率×80%
- G. 3 年 以 上 5 年 未 満 約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率
- B. 6 か 月 以 上 1 年 未 満 約定利率×30%
- C. 1 年 以 上 1 年 6 か 月 未 満 約定利率×40%
- D. 1 年 6 か 月 以 上 2 年 未 満 約定利率×50%
- E. 2 年 以 上 2 年 6 か 月 未 満 約定利率×60%
- F. 2 年 6 か 月 以 上 3 年 未 満 約定利率×70%
- G. 3 年 以 上 4 年 未 満 約定利率×80%
- H. 4 年 以 上 5 年 未 満 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までに、その旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。
満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を定期預金等共通規定第1条第1項により満期日前に解約する場合および総合口座取引規定第14条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6 か 月 以 上 1 年 未 満 約定利率×50%
 - C. 1 年 以 上 3 年 未 満 約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6 か 月 未 満 解約日における普通預金の利率

- B. 6 か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満 約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上1年未満 約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

自動継続変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型) (ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金) の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および3. (1)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の利率（上記2. により利率を変更したときは、変更後の利率、継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらそれぞれを「約定利率」といいます。）に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）その利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を定期預金等共通規定第1条第1項により満期日前に解約する場合および総合口座取引規定第14条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- b. 1年以上3年未満 約定利率×70%

- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- e. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

(令和3年10月1日現在)